

別表1 給水開始前に実施する水質検査に関する項目

必須項目	別表2の一般水質検査に掲げる項目
実施することが望ましい項目	<p>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上覧に掲げる項目（別表2の一般水質検査欄に掲げる項目を除く。）ただし、消毒を行っていない場合には塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒド（ただし、当該飲用井戸周辺の地下水等よりこれらの物質が検出されているものを除く。）を、また、水源が湖沼等、水が停滞しやすい表流水でない場合には（4S, 4a S, 8a R）-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a（2H）-オール（別名ジェオスミン）及び1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）を省略することができる。</p>